

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年7月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年3月10日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ仏生山店 高松市仏生山町甲1314ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 - (1) 店舗は国道193号、県道280号線等への出入口を有しており、道路を通行する車両と店舗敷地内から道路へ出入りする車両との輻輳による交通事故及び交通渋滞が懸念されるため、土日祝祭日の混雑時における交通整理誘導、店舗の案内表示、右折入出庫禁止表示等に配慮して交通渋滞の解消、交通事故防止対策に万全を期すこと。また市道における通行の安全確保を図るための方策を講じ、周辺の道路の適正利用促進に努めること（ゴミ清掃、除草等を定期的に行う等）。
 - (2) 騒音問題（室外機、車のクラクション・アイドリング等）や、夜間照明問題（配置や方向、点灯時間等）について、適切な対応策や措置を講じること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成21年7月22日（水曜日）から同年8月24日（月曜日）まで